



2022年4月28日

各位

会社名 伊藤忠エネクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡田 賢二
(コード：8133 東証プライム)
問合せ先 財務経理部 IR・企画課 今泉 友香理
(TEL：03-4233-8025)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において「定款一部変更の件」を2022年6月21日開催予定の当社第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定(株主総会資料の電子提供制度の創設等の一部の改正)が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため、次のとおり当社定款を一部変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務づけられることから、変更案第14条第1項を新設するものです。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することが出来るようにするため、変更案第14条第2項を新設するものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第14条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
<p>第 14 条（参考書類等のインターネット開示）</p> <p>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項にかかわる情報を</p> <p>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>	<p style="text-align: center;">＜削 除＞</p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p style="text-align: center;">（附則）</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p>第 14 条（電子提供措置等）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</p> <p>に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">（附則）</p> <p>現行定款第 14 条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 条）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行日の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 21 日

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 21 日

以 上